



※詳しくは保健センターだよりまたは市ホームページをご覧ください。



←ホームページのこのバナーをクリック！

■**申込方法** 検診日を確認の上、9月3日(月)～21日(金)に電話か直接問へ ※肺がん検診・大腸がん検診は申込不要

がん総合検診	
内 容	胃がん検診・肺がん検診・乳がん検診
対 象	40歳以上 ※乳がん検診は今年度対象の人のみ受診できます
検 診 日	10月16日(火)、11月2日(金)・7日(水)

男性は2検診(胃・肺)、女性は3検診(胃・肺・乳)から1つ以上選んで受けられます。

胃がん検診	
対 象	40歳以上の人
受 診 料	1,000円 ※70歳以上は無料
検査方法	バリウムを飲んで胃部のレントゲンを撮ります

検診日程

実施日	場所
10月	11日(木) 石部老人福祉センター
	12日(金) 石部老人福祉センター
	16日(火) 保健センター(夏見)
	24日(水) 保健センター(夏見)
11月	26日(金) 下田まちづくりセンター
	2日(金) 保健センター(夏見)
	7日(水) 保健センター(夏見)

※時間は全て午前9時～10時30分(受付)

大腸がん検診	
対 象	40歳以上の人
受 診 料	500円 ※70歳以上の人とクーポン券を持っている人は無料
検査方法	専用容器を受け取り、自宅で便を2日分採り、回収日に提出し潜血反応を調べます

容器配付日程・場所

実施日	時間・配付場所	
	午前9時30分～11時30分	午後1時30分～4時 ※の日は午後6時まで配付
9月	11日(火)	保健センター(夏見)※
	12日(水)	石部老人福祉センター
	13日(木)	下田まちづくりセンター
	14日(金)	菩提まちづくりセンター サンヒルズ甲西
	19日(水)	保健センター(夏見)

肺がん検診	
対 象	40歳以上の人
受 診 料	1,000円 ※65歳以上は無料
検査方法	胸部レントゲン検査をします

検診日程

実施日	場所
10月	11日(木) 石部老人福祉センター
	12日(金) 石部老人福祉センター
	16日(火) 保健センター(夏見)
11月	24日(水) 保健センター(夏見)
	7日(水) 保健センター(夏見)

※時間は全て午前9時～11時(受付)

乳がん検診	
対 象	40歳以上の女性で西暦奇数年生まれの人(対象者には4月に受診券ががきを送付しています)
受 診 料	1,500円 ※70歳以上の人とクーポン券を持っている人は無料
検査方法	マンモグラフィ(乳房のX線撮影)

検診日程

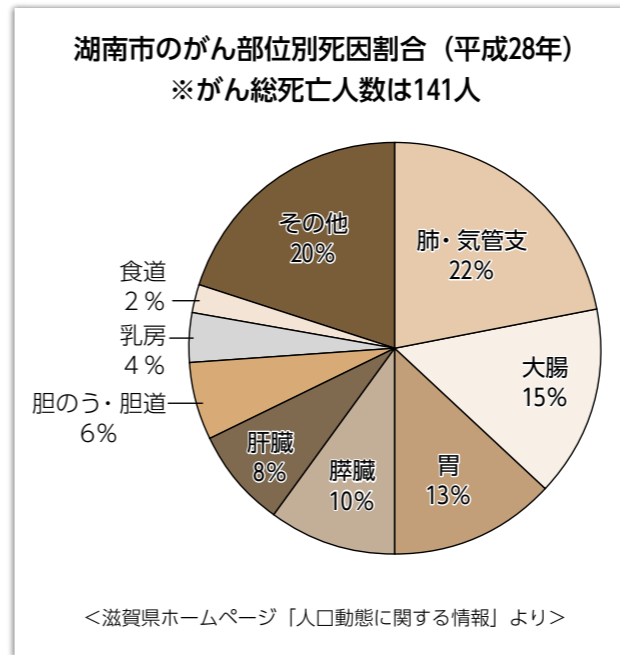
実施日	場所
10月	16日(火) 保健センター(夏見)
11月	2日(金) 保健センター(夏見)
	7日(水) 保健センター(夏見)

※時間は全て午前9時～10時30分(受付)

最後にがん検診を受けたのはいつですか

日本人のおよそ2人に1人が「がん」にかかると言われています。早期がんは自覚症状がほとんどありません。定期的ながん検診を受けましょう。

問健康政策課(保健センター) ☎72・4008 ☎72・1481



がんを早く見つけて治療すると90%以上は治ります

左ページのがん検診は、40歳以上の人(昭和54年3月31日までに生まれた人)が年に1回(乳がん検診は2年に1回)受けることのできるものです。ぜひ受診しましょう。

※今年度すでに市の各がん検診を受けた人は、受けられません。
※70歳以上(肺がん検診は65歳以上)の人・無料クーポン券を持っている人は無料です。
※69歳以下(肺がん検診は64歳以下)で市民税非課税世帯などに該当する人は、受診料免除の制度があります。受診日の1週間前までに申請してください。

交通事故などで保険診療を受けたら30日以内に届出を!

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガや病気などの医療費は、本来、加害者(相手の人)が負担することが原則ですが、届出により国民健康保険または後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。

この場合、国民健康保険または滋賀県後期高齢者医療広域連合で一時的に治療費を立替え、後日、加害者に請求します。すぐに警察に届けると同時に保険年金課へ届出をしてください。届出に必要な書類については問い合わせください。

また、医療機関を受診する際には、必ず、「第三者行為によるものであること」を伝えてください。

【第三者行為の例】

- ◆ 交通事故(自転車の事故も含む)
- ◆ 暴行行為によるケガ
- ◆ 他人の飼犬にかまれた
- ◆ 他人から提供された食事で食中毒にあった など

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。また、被害者自身が思いがけない負担を負うおそれがありますので、示談をする前に早めに問へ相談してください。

※勤務中や通勤途中での事故、不法行為(飲酒運転など)による事故は対象外です。

問 保険年金課(東庁舎)
☎71・2324 ☎72・2460
滋賀県後期高齢者医療広域連合
☎077・5222 ☎3013